

令和5年度

第12回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年3月26日

石巻市農業委員会

第 1 2 回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和 6 年 3 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分～

場 所 石巻市河北総合支所 3 階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 3 号 農地の現状変更届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1 号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6 号 石巻市農業委員会総会会議規則の一部改正について

日程第 9 議案第 7 号 石巻市農業委員会総会傍聴規程の制定について

日程第 1 0 議案第 8 号 石巻市農業委員会事務局職員の任免について

閉 会

出席委員（１９名）

１番	近 藤 茂	委員	２番	山 田 慧 子	委員
３番	安 部 秀 逸	委員	４番	佐々木 文 彦	委員
５番	佐 藤 克 美	委員	６番	高 橋 由 佳	委員
７番	武 山 勝	委員	８番	高 橋 千 代 恵	委員
９番	伏 見 さ と 子	委員	１０番	佐々木 洋	委員
１１番	遠 藤 章 一	委員	１２番	岡 田 正 男	委員
１３番	今 野 真 理	委員	１４番	後 藤 嘉 伸	委員
１５番	前 野 利 春	委員	１６番	今 野 勝 夫	委員
１７番	日 野 智	委員	１８番	伏 見 晃 也	委員
１９番	三 浦 孝 一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（２０名）

２０番	山 田 信 悦	委員	２１番	木 村 和 広	委員
２２番	保 原 政 美	委員	２３番	木 村 富 雄	委員
２４番	武 山 礼 二	委員	２５番	三 浦 和 恵	委員
２６番	首 藤 勝 博	委員	２７番	山 口 修 一	委員
２８番	齋 藤 忠 直	委員	２９番	佐々木 勝 行	委員
３０番	佐 藤 晴 夫	委員	３１番	渡 邊 孝 彦	委員
３２番	高 橋 信 一	委員	３３番	石 川 雅 洋	委員
３４番	山 田 茂 樹	委員	３５番	勝 又 功	委員
３６番	西 條 健 一	委員	３７番	榊 田 有 司	委員
３８番	西 條 勲	委員	３９番	阿 部 正 展	委員

事務局職員出席

渋谷 幸 伸	事務局 長	斉 藤 雄 浩	事務局 次 長
渡 辺 和 子	事務局 長 補 佐 兼 農 地 係 長	村 上 浩 則	主 幹
鈴木 祥太郎	主 幹	佐 藤 友 人	主 査
石 崎 智 章	主 任 主 事	山 本 万 里	主 任 主 事
菅 井 泰 弘	主 任 主 事		

○渋谷幸伸事務局長　ただいまから令和５年度第12回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長　開会に当たり、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長　―　挨　拶　―

○渋谷幸伸事務局長　総会を進めます。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第７条第１項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

では、会長、お願いいたします。

午後 1 時 3 7 分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は、ただいま局長のほうから話がありましたけれども、西條さんのほうが今こっちに向かっている途中ということでございますので、推進委員は20名、欠席委員はございません。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号11番遠藤章一委員、12番岡田正男委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言を願います。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご報告いたします。

報告第1号 使用貸借の解約による通知について、議案書は1ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、解約の理由は貸人の都合によるものでございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書は2ページから

5 ページを御覧ください。今月の受理件数は12件で、解約の理由は借人の都合によるものが6件、貸人の都合によるものが2件、所有権移転のために4件でございます。

続きまして、報告第3号 農地の現状変更届出について、議案書は6 ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、1mの盛土をし、畑とするものでございます。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、議案書は7 ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、住宅敷地とするものです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、説明いたします。

初めに、番号1、議案書の8 ページ、位置図につきましては10ページを御覧願います。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。高齢化のため耕作ができなくなり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に、番号2、議案書の8 ページ、位置図は11ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。平成9年に車庫を建築し、残りの部分を庭として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に、番号3、議案書の9 ページ、位置図は12ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。東日本大震災で被災し、耕作できなくなったものです。天災地変の災害によるもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

3月18日の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 それでは、説明いたします。

議案書は13ページです。番号1、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、畑1筆、面積158㎡です。

番号2、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田3筆、面積262㎡です。

番号3、議案書は13ページから14ページです。親子間の贈与です。申請地は、田4筆、畑7筆、面積2万8,507㎡です。

番号4、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田4筆、面積2,637㎡です。

番号5、議案書は15ページです。譲渡人の所有地処分のための贈与です。申請地は、畑1筆、面積189㎡です。

番号6、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田5筆、面積2,290㎡です。

番号7、議案書は16ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田1筆、面積450㎡です。

番号8、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田2筆、面積1,409㎡です。

番号9、譲受人の所得法人による営農です。申請地は、田1筆、面積1,021㎡です。

番号10、議案書は17ページです。譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田1筆、面積502㎡です。

番号11、議案書は17ページから18ページです。賃借権の再設定です。申請地は、田13筆、面積1万2,788㎡です。

番号12、議案書は18ページから19ページです。賃借権の再設定です。申請地は、田7筆、面積6,091㎡です。

番号13、譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は、畑1筆、面積301㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、高橋千代

恵委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、報告いたします。

3月15日に開催の農家相談委員会において、現地写真などによる調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案13件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案13件について許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

議案書の20ページ、位置図は21ページを御覧願います。本件は、令和3年4月に許可を取得しましたが、新規工事の予定が入り、今後も継続を必要とするため、期間を延長するものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

すみません。ただいま近藤茂委員、自宅のほうから急用の連絡がありまして、退席いたしましたので、連絡いたします。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の22ページ、位置図は25ページを御覧願います。保育所建設用地とするための転用です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号2、議案書の22ページ、位置図は26ページです。住宅建設用地とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に、番号3、議案書の22ページ、位置図は27ページです。農業用機械保管場所とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、農業用施設整備の例外規定が適用されます。

次に、番号4、議案書の23ページ、位置図は28ページです。県発注のトンネル工事に係る事務所、宿舍、駐車場及び資材置場とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案４件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案４件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第５号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第７、議案第５号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 それでは、説明いたします。別途配付しております令和５年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

初めに、一覧表の１ページから２ページを御覧願います。中間管理機構による一括方式の利用権設定については３１件で１０８筆、合計面積は２４万２,７６１㎡です。貸借期間は５年から１０年で、１０ａ当たりの賃借料は水田利用で９,０００円から１万５,０００円、米による物納は６０kgから９５kgとなっています。

所有権移転については６件で６筆、合計面積は１万６,５２８㎡です。１０ａ当たりの売買価格は、水田利用で３１万２,２３９円から３９万９,４３９円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の３１件、所有権移転の６件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議いたします。その中に、農業委員会等に関する法律第３１条第１項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、番号２０番及び２１番を議題といたします。議案書は、３７ページとなります。

議席番号 番 委員は退席をお願いします。

(番 委員 退場)

○議長(三浦孝一会長) 本案番号20番及び21番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。

委員は入場を願います。

(番 委員 入場)

○議長(三浦孝一会長) 委員に申し上げます。本案番号20番及び21番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、ただいま決しました番号20及び21番を除いた29件について審議いたします。議案書は29ページから43ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式29件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は44ページから45ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転6件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号から議案第7号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第8、議案第6号 石巻市農業委員会総会会議規則の一部改正についてと日程第9、議案第7号 石巻市農業委員会総会傍聴規程の制定については関連することから、一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して審議いたします。

議案書は46ページから47ページになります。

事務局から議案の内容について説明願います。

○斉藤雄浩事務局次長 それでは、説明いたします。別冊1及び別冊2を基に説明いたしますので、お手元にご準備願います。

本案は、石巻市農業委員会の総会傍聴に関し新たに規程を制定することに伴い、総会会議規則の一部を改正するものです。

初めに、総会会議規則の一部改正について説明させていただきます。別冊1の2ページから3ページを御覧ください。右半分に現行、左半分に改正後の条文を記載しております。現在総会の傍聴に関し、第22条で傍聴席に入ることができない者、第23条で傍聴人の守るべき事項、第24条で退場命令に関しそれぞれ規定しておりますが、傍聴手続等に関し詳細な定めがなかったことから、今回これらの条文を削除し、第22条を総会の傍聴に関し必要な事項は別に定めると改め、併せて条項を整理するものです。

なお、改正後の規則全文は4ページ以降に記載しております。

次に、今回制定する総会傍聴規程について、概要を説明させていただきます。別冊2の1ページを御覧ください。第2条では傍聴の手続など、第3条と第4条では傍聴証、取材許可証、第5条と第6条では傍聴証の提示と返還、第7条では傍聴人の定員、第8条では傍聴席に入ることができない者についてそれぞれ規定しております。

次に、2ページを御覧ください。第9条では傍聴人の守るべき事項、第10条では録画、録音の原則禁止、第11条では違反に対する措置についてそれぞれ規定しております。

次に、3ページと4ページですが、こちらは傍聴受付票、傍聴証、取材許可証について様式を定めております。

なお、総会会議規則の一部改正及び傍聴規程の制定の施行日は、いずれも令和6年4月1日としております。

以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がございましたけれども、資料につきましては前もって皆様方のお手元に配付しておりますので、中身は多分確認していただいていると思いますので、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

◎議案第 8 号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第10、議案第 8 号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○斉藤雄浩事務局次長 それでは、説明いたします。

本日お配りした別冊 3、追加議案書の 1 ページを御覧願います。本案は、石巻市長より令和 6 年 4 月 1 日付の石巻市農業委員会事務局職員の任免について協議があったことから、農業委員会等に関する法律第26条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

任免の内容についてご説明いたします。初めに、転出者ですが、私、事務局次長、斉藤が市民生活部廃棄物対策課長として転出し、渡辺局長補佐が復興企画部 S D G s 移住定住推進課長補佐として、石崎主任主事が河南公民館主任主事兼市民生活部スポーツ振興課主任主事として、それぞれ転出いたします。

次に、転入者でございますが、後任の事務局次長に三浦武宏桃生総合支所地域振興課長が転入いたします。また、復興企画部地域振興課より星貴幸課長補佐、保健福祉部福祉総務課より再任用職員の本田亨主任主事が新たに配置されます。

以上でございます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明のあった本案は人事案件でございますので、質疑等を省略し、採決したいと存じます。

本案について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和 5 年度第12回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後 2 時 0 8 分 閉会